

江戸時代における新田村落形成過程の研究： 特に武蔵野新田を中心として

桜井, 芳郎 / SAKURAI, Yoshiro

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

8

(開始ページ / Start Page)

75

(終了ページ / End Page)

80

(発行年 / Year)

1956-03-31

江戸時代における新田村落形成過程の研究

— 特に武蔵野新田を中心として —

桜井芳郎

まえがき

江戸時代における新田村落形成—特に武蔵野新田を中心としての研究に当つては、武州多摩郡関前村名主役世襲の家柄であつた現第十八代井口忠左衛門氏所蔵「井口家文書」をその主たる資料として論述した。所謂、その文書は書冊四六五、書状二三五七、総計二八二二という大部になつてゐるが、本研究は何んといつてもこの資料の根ざす処、武州多摩郡武蔵野新田村落の開発起立及びその形成を解明し、更に実証附けんとするにあつたのである。

新田が開発されるためには大資本を必要とするが、之に該当するものは、当時の豪農或るいは町人であり、彼等の請負開発という形でその大分が行われたのであつて、その間の事情を特に考究することによつて、その主目的が達せられるであらう。この事は亦武蔵野台地上における諸新田の薄地旱柄という一連の協調性をも一層明確にするものであつて、本主題の武蔵野新田村落形成の性格をよりよく解明する基礎となるものである。謂わば未開発地

域の対策は江戸時代中期に幕府の政策と相俟つて、之等大資本家及び開発出百姓達によつて鋭意行われていつたのであるが、それには多くの問題を孕んでゐることを忘れてはならない。

本論

第一章 武蔵野新田形成過程

茲で武蔵野地方又は武蔵野新田と称するは現在の東京都下北多摩郡の中部、中央線の通ずる左右二・三里の間を指すこととする。所謂、東は武蔵野市に始り、西は砂川町に終る。此の地方は三・四の小村落を除く外は全く、草木榛々として十里無人の荒野であつた。此の地域の中央を南北に貫く鎌倉街道があつたが、沿道の人家は殆んどあるかなしの有様で生粋の武蔵野であつた。然るに徳川氏江戸入府を以て、当武蔵野も次第に面目をあらためてきた。先ずこの原野を開いて東西に走る道路二条、即ち、一つは青梅街道、他は五日市街道で、是より漸次人家が出来始めた。

第一に砂川新田が五日市街道に沿うて出来たこと。第二に新町

新田が青梅街道に沿うて、今の西多摩郡内に出来たことである。けれども、この原野開発にあずかつて最も大なる効をなしたものは、承応三年（一六五四）多摩川羽村水元より玉川上水の疏通したことであつた。この上水は実に此の原野の真只中を西より東に貫いたのであつて、以来この水を使つて西に東に幾多の小部落が出来た。次にこの原野の開発を助けたものは、慶安・明暦の際における江戸の大火である。徳川幕府は大火の後、江戸の市区改正を行い、土地の失いたる人民を此の野に移して土着せしめた。かの吉祥寺新田・西窪新田の如き、当武蔵野地方の東部村落はかくして起つたのである。年代でいえば明暦より万治を経て寛文に至る間は、此の種の勃興時代でまたこの原野開墾の最も激洩たる時代であつた。

然れども尚若干未開発の地があつたので、八代將軍吉宗の時代に至り、甲地・乙地と拾つて数十の新田部落が出来た。これが享保・元文の開発進捗であるが、この新田部落は建設早々元文年中の大飢饉にあつて人民の散亡するものが多く、潰家はおびたしく出来た。この時に当り代官伊奈半左衛門以下、当地方開発世話役川崎平右衛門等は私財をも投じて大いに活躍し、これらを救済した。この救済策は明治初年まで夫食養料として継続されてゐる。

武蔵野は幾多の領に分れてゐた。即ち野方領・世田ヶ谷領・大森六郷近辺は六郷領、北多摩郡府中近郊は府中領、八王子近郊は中井領、五日市近郊は小宮領、青梅及び奥多摩の方面は三田領と呼ばれてゐた。この區別区域は一定不変のものであるのではなく

時と場合とにより若干の相違があつた。所謂、野方領の中でも中野附近は享保の頃には中野領と呼ばれてゐた。野方領の範圍は今の中野・杉並の各区を主として、それに武蔵野市及び板橋区の一部で東西凡そ四里半、南北二里半ばかりの区域である。

武蔵野は如上の各領に分れてゐるが尚又それをよくみると、武蔵野新田の一部を札野新田と呼称したところもある。ここは元は御札茅場千町野、略して単に札野ともいつて幕府御用の茅を仕立てて置いた所である。御札茅場なる意味は「幕府御用の茅」という札を立てておいたからである。又千町野というのは其の区域の広いため起つた名称である。現武蔵野市字関前・西窪・吉祥寺や三鷹連雀・大宮前・中高井戸・松庵新田等は何れもこの札野の中に存在した。この札野諸新田は一切平等主義によつて、土地を均等に各百姓に分与せられた。場所によつては小屋掛料・農具種子代等も貸与せられたのである。

次に之等新田開発の形成されるに當つて、寺社との關係を忘れてはならない。その部落又は新田村における精神の統一的面面として（勿論、官の為政者の執るべき問題であるが）寺社の出現があり、それが新田開発と同時に、又は、それ以後とに分けてみると、従来大概は新田開発の完成された後に之等の寺社が創始されるのみをみてきた。極く稀にはあるが、開発と同時に創始された例として野中新田の例を挙げることが出来る。

次に新田開発に必須条件としての資本の投入及び、開発百姓について考究するに、武州多摩郡札野関前新田の例を挙げて説明したい。高井戸札野新田の開発を請負うべく、関村より豪農井口八

郎右衛門は寛文八年、時の代官野村彦太夫に願いを提出し、同年「高井戸札野新田御請之覚」をとつてゐる。

高井戸札野新田御請之覚（井口家文書）

一、私とも新田ニ御請負申上候御札野かや野の外芝間共相改通分ニ反歩増無之三ヶ年之御運上金増可申候由其砌茂御理リニ付今度私ともニ内改被仰付候間改仕候御用かやかり場三拾四丁ノ外三百九拾四丁余御座候廻芝間五拾町余今度改ニ入申候此外唯今迄有来道筋除申候右之町歩少茂偽り之儀無御座候私とも瓜畑ニ入申反歩御座候若町歩隠置候ハ私とも越度ニ可被仰付候

一、沓ヶ年金式百七拾両ツツ三ヶ年者指上新田三百五拾町余と申上候得共不見候間御金増之由御意御座候右惣野ニ而申上候間御金増之儀迷惑存上申候御かり次第金増シ御請可仕候

一、新田百姓老人ニ付居屋敷表式拾間裏五拾間則畑者屋敷之そハニ五丁四丁三丁割ニ可仕候唯今迄者新田も右之通ニ御座候

一、居村之儀ハ大宮前ニ而一村武蔵野境ニ二村三ヶ村ニ被成可被下候去御見合次第ニ可仕候当交より畑ニ開木苗植立家作り百姓移申度奉存候

一、寺宮地一村ニ寺沓ヶ寺氏神地沓ヶ所ツ、御立可被下候ハ、□□反歩三丁ツ、ニ可仕候御差置も御意次第可仕候

右之通新田届之者請取申度由ニ御座候通御手袋一兩人被遣御割渡可被下候乍恐書付ニ而申上候以上

寛文十年

戊二月八日

関村 八郎 右衛門（黒田）
同 左 右衛門 ○
同 喜 兵 衛 ○

野村彦太夫様 高井戸 九郎 兵衛 ○

かくしてさしもの広漠たる武蔵野原野も、漸次これら豪農・豪商の自分の利益を主とした資本投入による新田開発がなされ、或るものは官にとりもち、或るいは遠ざけられていった。かの井口八郎右衛門は自分の財力と腕力をもつて、開発当初より享保十年に至る凡そ六十年間に、関村九町八反五畝歩、大宮前新田九町八反五畝歩、上連雀村九町八反五畝歩、関前村拾八町五畝歩、西久保村六町歩、下連雀村六町歩、計五拾九町六反歩という広大な土地を取めた。

次に水利の問題を考えてみるに、それは新田開発進捗に欠くべからざる関係をもつてゐる。所謂かの武蔵野台地は砂川・小川・小金井・梶野・札野等に亘つて、これこそ地下十数米掘り下げなければ水にありつけないのである。故に江戸時代中期になつて、漸く時の為政家達の新田開発をなさしめたところだし、この点から今上述した各新田の開発由来を尋ねる時に略この問題が直ちに推測されてくるのである。武蔵野新田特に関前新田はその一聯の中に存在するとあれば、大概その傾向が予知出来る。さてこの台地上を玉川庄右衛門同清右衛門の二人が幕命により玉川上水を創設し、徳川家康が將軍に任ぜられてから五十年目の承応三年（一六五四）に竣成したもので、これ以後、この近郷の村々が急激に開発されたこともうなずけるのである。

次に関前新田における水利の実態は如何なるものであつたかは安政四年の「多摩郡関前新田 吞用水掛渡井 御普請掛替願 始末書之控」によつて

みると、大凡その状況が察せられる。

尚この他、新田村落形成の研究に当つては、村政面からの村役人と開発出百姓との関係、天領下の代官支配、村人口と耕作地の広狭、新田村落全般の景況を知る上に必須の村明細帳等々の具体的事例を挙げつつ論究する必要があるが、茲では紙面の都合上省略する。

第二章 貢租を中心としてみた新田村落の実態

本章では、特に之等新田村落の貢租を中心としてみることによる、新田村落の経済状態及びその盛衰関係を論述することを目的とする。幸いにして井口家文書中、この種資料が年代を追うて比較的整備されていたことである。

第一節 割付よりみた新田

寛文十二年（一六七二）代官野村彦太夫に検地を受けた関前村（本・新田のうち本田）は高二三九石四升七合のところ、元禄十年（一六九七）に千川上水増引五斗五升八合のため、二三八石四斗八升九合として幕末に及んでいる。関前新田（持添新田）のそれは一九五石六斗五升三合で殆んど幕末までその高の変更はみられない。又、田畑の検地による位付は屋敷百三拾文、上畑は六拾文、中畑は五拾文、下畑は四拾文がその大概である。尚、江戸時代中期以降は天変地異による財源の不確実性をなくさんものと、定免制をとることが多くなつた。十ヶ年定免がそれである。一概に本田は検見引は少く、持添新田のそれは多数の件数が認められている。

第二節 皆済目録よりみた新田

享保十七年（一七三二）の皆済目録をみると、年貢割付の交付も十月にうけた後、年貢皆済期日十二月十日となつてゐる。その皆済の結果、受領証である皆済目録書を、翌年の四月受取つてゐる。その皆済方法は、年三回に分けて納付するのが最も普通である。

午御年貢金可納訳（井口家文書）

一金拾三兩七分 午五月十日 夏成

一金拾三兩七分 午八月十日 秋成

一殘金 午九月廿日迄 皆済

一殘金 午極月十日迄 皆済

右日切之通無遲滞可相納候尤皆済之儀前金共極月十日限申付候間兼而可行其意候以上

（享保十一年午敷）

午四月 岩手藤左衛門役所（黒印）

関前村 名主

組頭

惣百姓

右御書付之儀村中大小之百姓可承知得以上連判差上申候以上

午四月 忠左衛門（黒印）

八右衛門 ○

惣百姓

以下四十名連判

尚右文書によると、当年は本途永三拾疋貫八百四拾七文の処、特

に水損引として三貫八百八拾四文七分のため、実際は二拾七貫九百六拾式文七分ということになり、夏成秋成の合計二拾六貫式分を差引いたものが残金ということになる。茲では御年貢物納でなく、御年貢金としての金納である点に注目すべきであろう。

第三節 小物成諸運上・雜稅よりみた新田

当関前新田における小物成諸運上物については、延享三年（一七四六）「関前村持添新田の村差出帳」には、「……小物成之分無御座候……」とあり、又関前村本田のそれは、文化六年（一八〇九）「明細帳」によると、「……小物成諸運上物無之候尤御年貢之外高通りニ而御伝馬宿人用上納致成候……」とあるによつても、当村本新田における小物成諸運上物は無いことになつてゐる。ただし、幕末になるにつれて漸次、農間渡世として質屋・菓子商・酒醬油・荒物・穀物等の小売商をなし、冥加永を上納していることが資料に見えてゐる。

第四節 助郷よりみた新田

武州多摩郡関前村における、加助郷の実際について述べてみると、先ず江戸時代の五街道所謂、東海道・中仙道・日光街道・甲州街道・奥州街道のうち、甲州街道が、当地方に關係をもつてゐる。即ち江戸日本橋に始り、呉服町から八重洲河岸・外桜田・麴町四谷通りを経、内藤新宿を第一の宿場としてそれから高井戸宿へ来る。これより更に布田五宿・府中宿・八王子を経て甲府に達する三十四次で、当村はこの高井戸宿（上・下）助郷三十五ヶ村に屬してゐて、当村の名主井口忠左衛門はその物代となつて、助郷村々に関係する諸問題をとりまとめ、その筋の官に歎願・訴訟

・連判・請書等一切の代行をしてゐることがわかつた。抑々助郷といふのは、大名行列の通行、番衆通行の大通行等ある際に臨時に人馬を補給する義務あるものである。初めは高百石につき馬二疋、人足二人の助郷負担であつたが、後にはそれが無制限に増加せられた為に、助郷の人民は文字通り塗炭の苦しみを嘗めたのである。当上下高井戸両宿助郷三十五ヶ村ともその例に漏れることなく、幕末における国内外の緊迫した時勢と共に、甲州道中の比等大名番衆の通行繁しく、特に文久元年（一八六一）の和宮様御降下の際の助郷、次いで元治元年（一八六四）の徳川將軍家茂の長州征伐の際における助郷動員に至つては、言語に絶する人馬調達がなされた。その間、又これに代る金銭代納も行われ、一般化して一種の租税となり、助郷農民の經濟生活をいぢめるしく圧迫し、農村分解の一要因ともなつてゐる。

第三章 新田村落にみられた諸問題

新田村落を、表面上からみると、如何にも無表情の如くみえるが、一度その内面に入ると、そこには諸種の問題の孕んでゐたことが窺われる。その第一に挙げるべきは、村内組分けの事である。即ち当関前村（本新田共）は安永七年（一七七八）に、上組（忠左衛門組）、下組（定右衛門組）に分れ、両組にはつきりと名主の出現をみた。即ち当村の諸役履行は朔日より十二日迄は上組が当番になり、十三日より晦日迄を下組が当番となつてゐる。それは名主世襲からくる不満や、村内の新興有力者が抵抗し、ことごとく対抗して幾多の紛争の末、漸く功を奏した次第であつた。亦凶災による新田村落の状況はどうであつたか。即ち、天変

地裏における、夫食米の拝借について、宝暦十年（一七六〇）に「申渡」がある。この文書の内容を調べてみると、諸国の村々百姓の内、夫食又は農具代種借類焼失等の為の御救いは前々拝借を仰付けられている。又米・金銀は右の困窮の軽重に相応して拝借出来、その拝借の未進の分は棄損として取扱われている当村におけるこの夫食養料については、享保以降幕末に至るまでその精神が一貫しており、夫々の時変に応じて、時の要路者の施政があつた。かの元文・宝暦の際の凶災に當つては、川崎平右衛門・伊奈半左衛門の両代官は私財を投じてまでもよく当地方の夫食養料に尽された功績を求く後世に伝えんものと、武蔵野新田八十二ヶ村共同で謝恩塔を建立したことは、よき龜鑑といふべきである。

徒党及び強訴の御触高札は明和七年四月に出されているが、訴訟強訴はどのような場合に起るか小野武夫氏の論考に詳論されているので、茲では具体的に当村の場合を掲げてみる。所謂、武蔵野新田村落は開発当初より薄地旱柄難渋の土地であつたので、少々の風水干損に対しても村を挙げてその対策に苦心を払つてきたのである。前述した如く、天変地災における夫食種貸金等の歎願は数多あつて、列挙にいとまがない位である。そこで特に之が大きく打出されてきたのは時代を降つて、幕末から明治にかけての一大騒擾である。その事は慶応二年（一八六六）九月十二日に差出した歎願書を始めとして、二十余ヶ村新田村々の一絲乱れざる態勢の下、更に此等村々役人の議定連印等々、お互いこの難局を突破するには、生活は勿論あらゆる面においても儉約しいこととする強い意志表示が見られる。然るに、茲に一大御門訴事件

なるものが、明治元年に当関前村他十二ヶ村連合の徒党騒擾にまで発展した。この傾向は徳川末期から明治維新に転換した処の間隙に起つたものとして、全国的にみる事が出来る。特に此等新田村落に見られたことは特に注目に値する。

この他、土地所有の移動より起る問題、金銭其他の出入問題について数多あるが、此等は亦別稿として論述していき度い。

あとがき

江戸時代における「村」と呼ばれるものは、明治維新後町村の合併が行われてきた現今の町や村とは、広狭にしろ数にしる、その性格においても格段の差異が認められる。

武蔵野新田における、戦国時代の武士の帰農（井口忠左衛門先祖、三浦弾正・平ノ義清と号し、永正十三年（一五一六）上杉顯定・憲房父子に味方し、北条早雲と鎌倉で戦つた。後、上杉家離散と共に平ノ義清は豆州走水荘井口の郷に匿れ、元和年間、武州豊嶋郡関村に土着帰農する。）に係わる之等請負開発新田や町人の請負新田（野中新田の如き）が多かつた。それには種々理由もあろうが、第一条件として自然の影響即ち一連の武蔵野台地上であることと、第二条件としてそれを克服することによつて、怒濤の如く一齊に人工的開発の鍬が入られ、かくして官民の資本投入と相俟つて、茲に八十余ヶ新田が出現したのである。その間における諸種の問題も自ら孕みつつ、或る時は天領支配下にあつて、或る時は村自治に関する問題も数多くあつて、その一つ一つを取り挙げて考究するとき、そこには大きな歴史の流れの一貫として動いていることが窺われるのである。